

## 県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について

- 全国の新規感染者数は、減少傾向が続いていましたが、横ばいから微増となり、東京を中心とする首都圏では増加に転じています。また、感染力が強いとされるインド由来の変異株により置き換わりが進む恐れもあり、感染の再拡大が懸念されます。一方、県内の感染状況は、比較的落ち着いていますが、変異株により感染が再拡大するおそれがあり、予断を許さない状況にあります。
- 県内では、今年の3月から5月にかけて感染が拡大し、複数の高等学校で部活動を介したと考えられるクラスターも確認され、学校においても感染拡大防止対策の強化について取り組んでまいりました。県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、令和2年12月23日付け高教第781号により示してきましたが、これまでの取組み等を踏まえ、7月5日に県立高校及び特別支援学校に対し、以下により適切に対応するよう改めて通知するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に対し同様の対応を依頼しております。

### I 基本的な考え方

持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくため、県立学校における感染及びその拡大リスクを可能な限り低減した上で、学校運営を持続していく必要がある。

このため、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況、政府のガイドライン等、及び県内の専門家等からのご意見等を踏まえ、基本的な感染防止対策に加え、「3つの密」を避けるために、身体的距離の確保といった「新しい生活様式」を徹底しながら学校における教育活動を行う。さらに、感染力の強い変異株の拡大により、「3密」が重ならない状況でもクラスターが発生している事案なども確認されていることから、感染防止対策の一層の徹底を図る。

なお、家庭内感染等により学校関係者の感染が複数確認されていることも踏まえ、家庭や地域の理解や協力を得ながら感染防止対策を進めていく。

また、学校関係者の新規感染者等の確認状況に応じて、感染者の自宅待機、必要に応じた校舎の消毒、さらには学校使用の停止、場合によっては再度の臨時休業等を行うものとする。この場合も、学びの保障の観点から、ICT等を活用した在宅学習を検討する。

#### <新規の感染者が確認された場合等の学校の対応>

#### 1 本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」※に区分される場合

※学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルVer.6 (R3.4.28 文部科学省) (以下「文科省マニュアル」という。)における「地域の感染レベル1または2」のレベル

##### (1) 学校関係者(\*)に感染が確認されていない場合

\*学校関係者とは日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員とする。

何よりも児童生徒の安全確保のため、児童生徒の検温の有無の確認など健康観察を行うほか、せきエチケットや手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底する。

学校がクラスターとならないよう、㊦こまめな換気、㊦十分に児童生徒間の間隔をとる、㊦近距離での会話を避けるなど感染リスクが高まる三つの条件を十分考慮し、活動内容に対応した感染クラスター発生防止対策を講じた上で、学習指導を行うものとする。

##### (2) 学校関係者に感染が確認された等の場合※

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに学校に連絡するようあらかじめ依頼する。

ただし、①イの場合にあって、保健所・医師等から学校関係者本人について特に自宅待機の指示がない場合、②の場合にあって、保健所・医師等の判断によらず、学校関係者がPCR検査を受検した場合は、学校への連絡は不要とする。

① 学校関係者の同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合

ア 濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 保健所・医師等から指示があった場合、学校関係者本人を自宅待機するとともに、(1)と同様の対応とする。

イ PCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 保健所・医師等から指示があった場合、学校関係者本人を自宅待機するとともに、(1)と同様の対応とする。

② 学校関係者が、保健所・医師等からPCR検査の受検対象者と判断された場合

- ・ 当該本人を、自宅待機するとともに、(1)と同様の対応とする。なお、学校関係者が、保健所・医師等の判断によらず、PCR検査を受検した場合は、自宅待機を要しない。

③ 学校関係者が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合

- ・ 当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間の健康観察期間中、自宅待機するとともに、保健所と相談の上、当該本人の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、必要に応じて校内消毒等の対策を講じるものとする。対策の実施等に必要な場合、学校の一時閉鎖を行う。
- ・ 閉鎖解除後は、(1)と同様の感染防止対策等を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行う。

④ 学校関係者の感染が判明した場合

- ・ 濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校を閉鎖する。併せて、感染者の学校における活動の態様、接触者の多寡を踏まえて、保健所と相談の上、校内消毒等の対策を講じるものとする。ただし、消毒や保健所の調査に時間を要しない場合は、必ずしも臨時休業は要しない。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」(以下「学校運営ガイドライン」という。)に準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携し、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位または学校全体の臨時休業の実施を含む臨機応変な対策を別途講じるものとする。

(3) その他(自治体首長から期間または地域を限定して対策を強化する要請等があった場合)

当該要請等の対象となる地域の学校にあっては、本通知「Ⅱ対応方法」に示す、「自治体の首長から要請等があった場合」の対策を追加的に講じるものとする。

**2 本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕5」<sup>\*</sup>に区分される場合**

※文科省マニュアルにおける「地域の感染レベル2または3」のレベル

本通知「Ⅱ対応方法」に示す、「県〔注意・警戒レベル〕5の場合」の対策を追加的に講じるほか、学校運営ガイドラインに準じ、健康福祉部をはじめとした関係部局や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとする。

自治体首長から地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

<参考>

文科省 マニュアル	政府の新型コロナウイルス感染症分科会 提言におけるステージ分類	山形県における新型コロナ対応の目安 〔注意・警戒レベル〕
レベル1	ステージⅠ (感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の 支障がない段階)	レベル1 (県内では確認されていないが、国内 で感染者が確認されている状態)
		レベル2 (県内での感染者の確認が限定的な 状態)
レベル2	ステージⅡ (感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積 する段階)	レベル3 (感染の広がりか懸念される状態)
		レベル4 (感染が拡大傾向にある状態)
レベル3	ステージⅢ (感染者の急増及び医療提供体制における大きな 支障の発生を避けるための対応が必要な段階)	レベル5 (感染が拡大し、医療提供体制のひっ 迫か懸念される状態)
	ステージⅣ (爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機 能不全を避けるための対応が必要な段階)	

## II 対応方法

以下に示すのは、本県が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕1から4」に区分される場合の対応方法となる。

なお、県〔注意・警戒レベル〕が5となった場合、又は、自治体首長から期間または地域を限定して対策を強化する要請等があった場合に当該要請等の対象となる地域の学校において追加的に講じるべき対応方法は、その旨を明示して記載している。

### 1 高等学校

#### (1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策の実施

生徒の安全確保のため、基本的な感染防止対策及び感染リスクが高まる「3密」対策、感染クラスター発生防止対策を以下のとおり徹底する。

この場合、学校医及び学校薬剤師と連携したチェック体制を確認した上で、感染防止対策を行う。

#### <対策内容>

##### ① 健康観察について

ア 体調不良の把握の遅れが校内の感染拡大につながった事例もあったことから、保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、朝のホームルーム時に生徒の検温状況を確認する等、健康観察を徹底し、発熱やせき等の風邪症状等のある生徒は、登校を控え、医療機関の受診を促す。

イ 県〔注意・警戒レベル〕3以上の場合、同居の家族に風邪症状等がみられる者がいる場合は、登校を控えるよう促すこと。併せて家庭に対しても協力を依頼すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、せき等の風邪症状等が見られる場合は、登校を控えるよう促す。

## ② 接触感染・飛沫感染の防止について

ア セキエチケットや手洗い、目・鼻・口などを手で触れるのを避けるなどの基本的な感染防止対策の徹底を指導する。

イ 手洗いと消毒について

- ・ 水と石けんによるこまめな手洗いを励行し、手指用の消毒液は流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
- ・ 消毒は、家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の中でポイントを絞って行う。
- ・ 多くの生徒が特に手などを触れる箇所（ドアノブや手すり、スイッチなど）は1日に1回消毒（清掃活動の中での家庭用洗剤等を用いた拭き掃除で代替可能）を行う。
- ・ これらの消毒作業は発達段階に応じて生徒が行っても差し支えない。
- ・ 手洗いが適切に行われている場合は、これらの消毒作業を省略することも可能とする。

ウ 道具等の共用について

- ・ パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後の手洗いを行う。各種実習において、教材、教具、機器や設備を共用する際にも、使用前後の手洗いを徹底すること。

## ③ 「3密」の回避、対応について

ア 換気について

- ・ 原則として教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業等を行うこととする。

<夏季における留意点>

- ・ 熱中症予防の観点から、適正な冷房使用や扇風機等の器具使用を促進する。
- ・ 冷房の使用や天候等により常時の開放ができない場合は、こまめな換気を行う（2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度）。

<冬季における留意点>

- ・ 室温が下がらない範囲で（室温は18℃以上を目安とする）、着衣等による防寒対策を行いながら、こまめな換気（2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度）の実施を徹底すること（または常時少し窓を開ける）。機械換気が整備されている場合は活用すること。
- ・ 適度な加湿についても留意し、必要に応じて加湿器を使用する、濡れた布等を教室内で干す、こまめな拭き掃除を行うなど工夫すること。
- ・ 連続した部屋等を用いた二段階換気（使用していない教室等の空気を温め、廊下を経由して人のいる部屋に取り入れる）など、気候、天候や教室の配置などにより換気の方法が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談すること。

イ 教室における身体的距離の確保について

- ・ 身体的距離の確保の観点から、生徒の間隔を1mを目安にできるだけ空けるように座席の配置を工夫すること（この場合、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、1クラスの座席配置例を参考とすること）。なお、必要に応じ、普通教室のほか、特別教室等も活用すること。

ウ マスク等の着用について

- ・ 教室では、基本的にマスク（不織布製が望ましい）を常時着用すること。

- ・ 熱中症や呼吸困難等の健康被害が懸念されるなど、マスクを外す場合も、会話を避け、身体的距離の確保を徹底すること。身体的な理由等によりマスク着用が困難な生徒は、マスク着用以外の方法で予防対策を講じるなど配慮すること。
- ・ 教員は必要に応じて、フェイスシールドの活用等の感染防止対策を行う。ただし、マスクに比べ効果が弱いことに留意し、使用に当たっては原則マスクを併用すること。顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりする必要があり、マスクを着用しない場合は、身体的距離を取ること。

#### ④ 場面ごとの留意点について

##### ア 清掃について

- ・ 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤等や消毒液については、学校薬剤師等と連携し、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること（文科省マニュアル第2章（参考）消毒の方法及び主な留意事項について」を参照）。
- ・ 清掃の実施の際は、「3密」を避けるよう配慮し、マスクを着用して実施し、清掃後の手洗いを徹底する。
- ・ トイレ清掃は、手洗い場と便器が設置されているエリアの担当者や用具を分けるなど感染拡大防止の視点から手順を見直す（特別な消毒作業は必要としない）。

##### イ 登下校時について

- ・ 校門や玄関口等での密集が起こらないよう、必要に応じて登下校時間帯の分散を行う。
- ・ 基本的にマスクを着用すること、人との十分な距離を確保し、会話を控えることについて指導する。
- ・ 公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用する、車内での会話を控える、顔をできるだけ触らない、降車後（または学校到着後）速やかに手を洗うなど、接触感染対策などの基本的対策を行うよう指導すること。  
また、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。

##### ウ 居場所の切替わりについて

居場所が切り替わる際は、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから、更衣室やトイレ等の密閉空間の使用や教室間の移動時等にも、「3密」を避けるよう配慮する。

## (2) 学習指導

### ① 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症に係る基本的な感染防止対策や「3密」回避対策を徹底した上で、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた教育活動の充実に留意すること。

### ② 学習指導に係る留意点

- ・ 学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用した家庭学習等を授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、協働学習や学校でしか実施できない実習等に重点化することを検討すること。この場合、授業以外の場において行うこととする学習活動については、学校で行う指導の補完的な取組として指導計画に位置付けるとともに、家庭との連携も図りながら指導の充実に図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な生徒に対しては、個別に指導を行う。

また、新たな感染拡大に備えたりリスク管理のため、各学校において、現行のネットワーク環境で実施可能なオンライン学習を支援するクラウドサービス<sup>\*</sup>の活用を推進するこ

と。 ※ Google Workspace for Education 等

- ・ インターンシップ・職場体験や実習等については、飲食店や福祉施設等、感染防止対策の基準が学校よりも厳格な企業や法人等があることを踏まえて、受入先の企業や法人等と緊密に連携を図りながら、慎重に実施を検討し、参加生徒への指導を徹底すること。
- ・ 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」については、文科省マニュアル「地域の感染レベル」のレベル1～3に基づいて、可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること（文科省マニュアル第1章・第3章を参照）。また、必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭における学習との組合せによる指導計画の見直しを行うこと。

<感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動例と留意点>

- (ア) 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」や「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（理科の実験や観察、家庭科、農業科、水産科等における調理、食品加工などの実習、美術の共同制作など）
  - ・ 回数や時間を絞るなど工夫すること。常時換気とマスク着用を徹底の上、大声での発声を控え、活動に支障のない範囲で身体的距離を確保すること。
- (イ) 音楽科における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
  - ・ 合唱については、常時換気の上、マスクを原則着用することとし、合唱している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、マスクを着用している場合であっても、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
    - ※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照
  - ・ 楽器の演奏については、楽器の共用はせず、常時換気の上、演奏時以外のマスク着用を徹底すること。演奏している生徒同士や指導者等、聴いている生徒等との間隔は、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
- (ウ) 体育科・保健体育科における生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動
  - ・ マスクの着用について
    - 可能な限りマスクを着用し、特に会話の際はマスク着用を徹底すること。
    - ただし、熱中症や呼吸困難など健康被害が懸念される場合はマスクを外すよう指導し、この場合も会話を避け、身体的距離の十分な確保、換気を徹底すること。
    - また、マスクを外すことが想定される場合は、授業開始直前に体調確認※を行い、発熱等の風邪の症状が見られる生徒は帰宅させ、医療機関の受診を促すこと。
    - ※ 生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う場合は、感染者の発生により濃厚接触者と特定される可能性があることから特に留意すること。
  - ・ 水泳について
    - プールサイドでの身体的距離の確保や更衣室での「3密」回避などといった感染防止対策を実施する体制の確保について各学校で検討した上で実施を判断すること。
    - ※ 詳細は令和3年4月9日付けスポーツ庁事務連絡「学校の水泳授業における感染症対

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、原則、実施を控えること。  
なお、最終学年で指導計画の変更ができない等、やむを得ず実施する場合は、感染防止対策を十分講じた上で、個人の技能を高める学習とする等、内容を工夫すること。
- ・ 体育科については、対人競技（柔道、剣道、相撲等）やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫すること。
- ・ 音楽科については、合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める学習にするなど内容を工夫すること。

### (3) 部活動

#### ① 部活動のガイドライン

- ・ 部活動については、政府や県が示す「新しい生活様式」の定着を前提として、本県の運動部活動及び文化部活動の方針にのっとった活動とするが、活動にあたっては、「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン（改訂版 Ver.4）」（令和2年12月23日付け高教第774号・スポ保第911号通知、以下「部活動ガイドライン」という。）により、感染防止対策を緩めることなく活動すること。  
※ 各競技・文化・芸術団体が示す指針と本通知の留意点等及び上記部活動のガイドライン等で示す内容が異なっている場合は、本県で示している内容を重視して実施すること。
- ・ 各学校の部活動運営委員会は、活動時等における基本的な感染防止対策や「3密」回避対策の実施状況を確認し、対策の徹底を図ること。
- ・ 活動時、顧問等は、活動前の活動場所での検温の実施等の感染防止対策について、別添「部活動感染防止対策チェックリスト」により実施状況の確認をすること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 感染防止対策強化のため、活動内容を工夫する。  
(ア) マスクの常時着用を徹底し、マスクを着用しても運動できるような負荷の内容にする。  
(イ) 人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にする。  
(ウ) 合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める練習にする。
- ・ 参加者について、自校の生徒、顧問、部活動指導員、学校が正式に委嘱した県内在住の外部指導者に限ることとし、OBや保護者等は参加しないこと。
- ・ 県〔注意・警戒レベル〕5の場合は、活動の中止も検討すること。

#### ② 県内・県外との交流及び宿泊を伴う活動

- ・ 感染が多い地域<sup>\*</sup>に所在する学校等との交流については、控えること。ただし、上位大会につながる大会等への参加に限り、感染が多い地域との往来を可能とする。
- ・ 大会やコンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって感

染拡大を防止するための対策を講じること。また、大会を介したと考えられる高校でのクラスター発生を踏まえ、学校での教育活動よりもさらに厳格な感染防止対策を求められることに留意すること。

- ・ 練習試合や合宿等の企画・実施に当たっても、部活動を担当する教員のみで行うのではなく、学校として責任を持って感染防止対策を講じること。
- ・ 県外に所在する学校等と交流する場合にも、活動前の活動場所での検温の実施等、「部活動感染防止対策チェックリスト」による本県の感染防止対策に協力いただくこと。  
※ 政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 自校内の活動に限定し、県内・県外交流、校内・校外の合宿等宿泊を伴う活動は、原則控えること。ただし、上位大会につながる大会等への参加は可能とする。

### ③ 止宿生への対応

学校は、保護者及び止宿先等の施設責任者と連携し、止宿する生徒に対して「新しい生活様式」の実践を強く促すとともに、止宿先における感染症対策の徹底を図るよう協力を依頼すること。

また、県内を含め感染が多い地域への止宿生の帰省等に際しては、保護者と連携し、帰省先での生活における感染防止の指導を徹底すること。

## (4) 学校行事

### ① 基本的な考え方

- ・ 学期間や年度末に実施する、始業式・終業式、入学式・卒業式等儀式的行事については、その教育的意義も踏まえながら、「3密」対策を行った上で適切に実施すること。

### ② 儀式的行事

#### ア 始業式・終業式等について

- ・ 体育館等での各種行事・集会等は、マスク着用させるとともに、発声がないことを前提とし、開催する場所の収容人数を勘案して、参加者の範囲を判断する。講堂などのホールで実施する場合は、「イベント等の開催に関する基本方針」※に沿って収容人数を決めて実施すること。

※ 山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部「イベント等の開催に関する基本方針」（防災くらし安心部防災危機管理課）（県ホームページ）参照

- ・ 式歌や合唱を実施する場合は、原則マスクを着用の上、身体的距離をできるだけ2m（最低1m）を確保する。

※ 令和2年12月10日付け2文科初第1344号「小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」参照

- ・ 換気については、（1）③アを参照に徹底すること。

#### イ 卒業式・入学式について

学校関係者以外の出席による感染リスクが高まること、大学受験、県公立高等学校入学者選抜をはじめ、年度末・年度始は卒業式等の重要な行事を控えているという状況を踏まえ、より一層の感染防止対策を図る。

- ・ 生徒及び教職員について、登校前の症状の有無の確認や体温測定等を徹底し、発熱やせき等の風邪症状のある場合は、出席を控える。



- ・ 参加者の身体的距離は十分確保し、マスクの着用を徹底する。
- ・ 換気について、着衣等による防寒対策を行いながら、こまめな換気（2方向の窓や戸を開け30分に1回以上、数分間程度）の実施を徹底する（または常時少し窓を開ける）。機械換気が整備されている場合は活用する。
- ・ 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。
- ・ 参加人数を制限する。
  - （ア）卒業生（または新入生）及び教職員を基本とする。
  - （イ）保護者は、各家庭2名以内とする。
    - なお、当日は健康観察を徹底し、発熱やせき等の風邪症状のある場合は出席を御遠慮いただく。
  - （ウ）在校生は会場の収容人数を勘案して参加人数を判断する。
  - （エ）来賓の参加は原則、御遠慮いただく。
  - （オ）別会場からのオンライン参加などにも配慮する。
- ・ 合唱は演奏の録音を流すなどの工夫を検討する。事情等により合唱を実施する場合は、曲数を厳選するなど可能な限り時間を短縮するとともに、マスクの着用を徹底した上で、身体的距離（できるだけ2m（最低1m））を確保し、原則、常時換気とする。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

ア 始業式・終業式等について

全校生が一堂に会することを控え、時間差の実施や校内放送等の代替的な開催方法も検討する。

イ 卒業式・入学式について

- ・ 出席者（生徒、教職員及び保護者）について、校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、せき等の風邪症状が見られる場合は、出席を控えるよう促す。
- ・ 在校生は必要最小限の出席とする。
- ・ 合唱は実施しない（演奏の録音を流すなどの工夫をする）。

### ③ 修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習

ア 修学旅行等の目的地について

国内の感染が多い地域<sup>※1</sup>及び渡航制限の行われている海外の地域<sup>※2</sup>を避ける等、十分検討を行うこと。この場合、実施時期の延期や実施期間の短縮に加え、目的地の変更等の検討も柔軟に行うこと（県内で郷土を知り体験する機会とすることについても検討すること）。

イ 感染防止対策の徹底について

活動場所、移動、宿泊場所、飲食時のそれぞれの場面において「3密」対策を徹底すること。特に、マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクとの指摘があることから、食事は少人数で行い、それ以外の際は常時マスクを着用するよう徹底すること。この場合、旅行者等との連携<sup>※3</sup>を密にして実施すること。

※1 政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

※2 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省検疫所 FORTH ホームページ参照

※3 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 実施は控えること。

#### ④ 体育祭等

- ア 実施種目は、生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を避けること。各競技の実施に当たっては、部活動のガイドライン及び令和2年12月23日付けスポ保第912号通知「体育・保健体育の授業における留意事項（改訂版 Ver.3）について」を参照し、感染防止対策を徹底すること。
- イ 開閉会式の省略や短時間での実施、日程の分散、学年ごとの開催、参加範囲の限定（不特定多数の参加を認めないなど）などを検討すること。
- ウ マスクを常時、着用すること。ただし、競技中など呼吸困難や熱中症等の健康被害が懸念される場合は、マスクを外すことを指示すること。この場合、会話を控え、身体的距離の確保について併せて指示を行うこと。
- エ 生徒の応援については声援を行わないこと。
- オ マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクとの指摘があることから、生徒の昼食時は、特に注意し、マスクを外して会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、感染防止について指導すること。
- カ 保護者等の入場時も、体温や体調の確認及び手指の消毒などの対策を徹底すること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 実施は、原則控えること。

#### ⑤ 文化祭等

- ア 合唱や楽器の演奏、演劇等の生徒発表について
- ・ 常時換気の上、発表している生徒同士や指導者等の間隔を、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。聴いている生徒等の間隔は前後方向及び左右方向ともに最低1mを目安にできるだけ空けること。また、リハーサル等において、管理職を含む複数の教員の目でこれらの点を確認し、感染防止対策を徹底すること。
  - ・ 実施にあたっては、部活動のガイドラインや5月28日付け高教第221号通知「県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する文化部の定期公演等の対応について」も参照し、感染防止対策を徹底すること。
- イ 開閉会式については、省略や短時間での実施を検討すること。
- ウ 保護者等の参観については、参観会場の収容人数に応じて、参観できる人数、日時及び場所を限定し、短時間に時間を区切って一定の人数を入れ替えるなど密集が起きないように工夫すること。また、入場時は、体温や体調の確認及び手指の消毒などの対策を徹底すること。
- エ マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクとの指摘があることから、生徒の昼食時は、特に注意し、マスクを外して会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、感染防止について指導すること。
- オ 模擬店等において、当日調理したものを提供することは控えること。前日まで実習等で調理したものや校内で収穫した農産物を提供する場合は、食品の扱いにおける衛生管理

や手指等の消毒に十分注意すること。また、提供した飲食物は文化祭等の会場（校内）では飲食せずに持ち帰ること。

▼県〔注意・警戒レベル〕5の場合、又は、自治体の首長から要請等があった場合、以下の対策を追加的に講じる。

- ・ 実施は、原則控えること。

#### ⑥ その他

- ・ 避難訓練等<sup>\*</sup>については、実施に当たっては「3密」対策を踏まえるとともに、時間の短縮や学年ごとの実施などの規模縮小も含め、感染防止対策に十分留意しつつ、適切に実施すること。

※ 消防法第8条による義務：学校における消火訓練・通報訓練・避難訓練の実施

- ・ その他の学校行事、生徒会活動、ホームルーム活動、ボランティア活動等については、その行事や活動の意義・目的を生徒とともに改めて確認した上で、感染防止対策を徹底して実施すること。

#### (5) 教職員の対応

- ・ 学校の教職員は、感染防止対策を推進する立場にあり、また、多数の生徒に接する業務であることに鑑み、学校外でも基本的な感染防止対策を徹底し、慎重に行動すること。
- ・ 教職員についても出勤前に自宅で検温を行うなど体調管理に留意し、発熱やせき等の風邪症状のある場合は出勤を控えること。管理職は休みやすい環境づくりを行うこと。
- ・ 職員室においても身体的距離の確保に努め、必要に応じて別室で業務を行う等の対応をとること。業務にあたっては、パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避け、共用する場合は、使用前後に手洗いをを行うこと。
- ・ テレワークやオンラインを積極的に活用し、感染が多い地域<sup>\*</sup>への不要不急の移動は引き続き控えること。必要があつて移動する場合には、移動先でも「新しい生活様式」を徹底し、会食は控えること。
- ・ 感染が多い地域<sup>\*</sup>からの来県者との会食は控えること。

※ 政府の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の10万人あたりの陽性者数が15人以上（政府のステージⅢの指標）となっている地域、その他、地方公共団体が県境をまたぐ往来の自粛を呼び掛けている地域

#### (6) 給食等の食事をとる場面に関すること

ア 学校給食従事者について学校給食衛生管理基準を徹底すること（調理施設・設備の消毒の徹底、検温を含む健康状態・服装等の確認、衛生的な調理作業・配食）。

イ 給食当番の生徒の健康観察を行い、食事前後の手洗い等を徹底すること。

ウ 換気の徹底、対面での着席の回避、会食時は大声での会話を避ける等の給食時の約束事について指導すること。

※ 令和2年4月28日付けスポ保第135号「学校給食における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」及び令和2年5月11日付けスポーツ保健課事務連絡「学校再開等に係る学校給食実施に向けての留意点について」を参照

エ 飛沫を飛ばさないような席の配置とし、特に、マスクを外しての会話・会食が最大の感染リスクとの指摘があることから、教室で昼食を取る際にマスクを外す場合は、会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、指導すること。

#### (7) その他留意事項

ア 生徒の感染防止にあたっては、保護者や地域の方からの感染防止対策に対する御理解と御協力が必要であることから、学校における感染防止の取組みや考え方等について周知を図ること。

- イ 感染した生徒をはじめとして、多くの生徒が何らかの不安を抱えていることを踏まえ、生徒に対して、学級担任や養護教諭等を中心としてきめ細かな健康観察や、健康相談を実施するとともに必要に応じてスクールカウンセラー等の活用も行いながら、心のケアの充実を図ること。その際、組織としての対応となるよう留意すること。
- ウ 感染された方やその家族、医療関係者等に対する心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を徹底すること。
- エ 高校生は行動範囲も広く、直接的に教員の監督下でない自主的な行動が増えることから、登下校時や校外での活動の際にも、感染防止対策について自ら意識することができるよう指導すること。
- ※ 令和2年12月10日付け高教第734号「当面の生徒指導上の留意点について（お願い）」参照
- オ 業者等の来校者への対応について
- ・ 検温、せきエチケット、アルコール消毒、マスク着用等の感染防止対策の徹底を要請する。
  - ・ 非接触型検温モニターや検温センサー、非接触型体温計等で検温していただき、その結果を記録した後に入校証を渡す。
  - ・ 来校者との打合せは、多数の教職員・生徒の出入りのある職員室等では行わず、別室等で短時間での対応とすること。また、オンラインも積極的に活用すること。
- (8) その他
- ・ 今後、県内の感染状況に応じて、別途追加的な対応を依頼する場合がある。
  - ・ 令和2年12月23日付け高教第781号は本通知をもって廃止する。

## 2 特別支援学校

### (1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策の実施

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。放課後等デイサービス等による送迎サービスの利用の場合には、感染防止対策について、十分に連携の上対応すること。
- ・ 換気に当たっては、体温調整の困難な幼児児童生徒について健康被害が生じないように、防寒目的の衣服の着用などに特に留意すること。

### (2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。
- ・ 身体の接触を伴う活動や介助の際の感染防止対策については、十分留意すること。
- ・ 産業現場等における実習は、受入先の企業等と感染防止対策について十分打合せを行った上で、時期や回数など柔軟に検討し実施すること。

### (3) 部活動

高等学校と同様の対応とする。

### (4) 学校行事

基本的に高等学校と同様の対応とする。運動会や文化祭等については、感染防止対策を徹底した上で、保護者等の参観も可とする。

### (5) 教職員の対応

高等学校と同様の対応とする。

### (6) 医療的ケア児及び基礎疾患等のある幼児児童生徒に関すること

- ・ 医療的ケア児や基礎疾患等のある幼児児童生徒については、主治医等の見解を保護者に確認の上、該当幼児児童生徒の状態等に基づき、個別に登校の判断をすること。
- ・ 登校に当たっては、事前に受入体制などを学校医等に相談し、十分安全に配慮すること。健康状態等、よりきめ細やかに把握するとともに、衛生管理を徹底した上で、学習指導や医療的ケアを行うこと。

(7) 訪問教育に関すること

家庭や病院への訪問教育の実施については、該当児童生徒の健康状態の把握や教員の体調管理を徹底した上で、保護者や病院との情報共有の下、授業の可否について判断すること。

(8) 給食等の食事をとる場面に関すること

高等学校と同様の対応とする。

(9) 寄宿舎に関すること

引き続き、健康管理に留意するとともに以下の感染防止対策を徹底すること（文科省マニュアル第6章「寮や寄宿舎における感染症対策」も参考とすること）。

ア 舎食については、学校給食の対応と同様とする。

イ 入浴については、時差をつける、一回の入浴者数を制限するなどの工夫をすること。

ウ 余暇活動については、密集しないよう場所を分けて行うようにすること。

エ 寄宿舎利用中に発熱等の症状が出た場合の対応をあらかじめ決めておくこと。

(10) その他の留意事項

高等学校と同様の対応とする。

(11) その他

高等学校と同様の対応とする。

3 小・中学校（市町村教育委員会への要請）

(1) 「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染防止対策の実施

高等学校と同様の対応とする。

(2) 学習指導

- ・ 基本的に高等学校と同様の対応とする。最終学年である小学6年生と中学3年生の児童生徒に配慮した学習指導計画を策定する。
- ・ 新たな感染拡大に備えたりスク管理として、学習支援動画の配信やオンライン学習の実施等のICTを活用した家庭学習支援の準備を行う。

(3) 部活動

基本的に高等学校と同様の対応とする。

(4) 学校行事

基本的に高等学校と同様とする。運動会や文化祭等については、児童生徒の発達段階を考慮し、感染防止対策を徹底した上で、保護者等の参観も検討する。

(5) 教職員の対応

高等学校と同様とする。

(6) 給食等の食事をとる場面に関すること

高等学校と同様の対応とする。

(7) その他の留意事項

高等学校と同様の対応とする。

(8) その他

高等学校と同様の対応とする。

【問い合わせ先】

〈高等学校に関すること〉	高校教育課	TEL023-630-3067、3106
〈特別支援学校に関すること〉	特別支援教育課	TEL023-630-3346
〈部活動、スポーツ少年団活動に関すること〉	スポーツ保健課	TEL023-630-2562
〈小中学校に関すること〉	義務教育課	TEL023-630-3416
〈教職員に関すること〉	教職員課	TEL023-630-2563